

令和7年8月28日
東北経済産業局

特定商取引法違反の訪問購入業者3社に対する業務停止命令(6か月)及び指示並びに当該事業者の代表取締役1名に対する業務禁止命令(6か月)について

○ 東北経済産業局は、衣類、食器等の不要品のほか、貴金属、宝石及びこれらに類する物品等の購入を行う訪問購入業者である株式会社エコライフ(本店所在地:東京都豊島区)(以下「エコライフ」といいます。(注))、株式会社w i l l o w(本店所在地:愛媛県松山市)(以下「w i l l o w」といいます。(注))及び株式会社A R I M O(本店所在地:愛媛県四国中央市)(以下「A R I M O」といいます。(注))に対し、令和7年8月27日、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。)第58条の13第1項の規定に基づき、令和7年8月28日から令和8年2月27日までの6か月間、訪問購入に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。

(注)同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

○ あわせて、東北経済産業局は、エコライフ、w i l l o w及びA R I M Oに対し、特定商取引法第58条の12第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。

○ また、東北経済産業局は、エコライフの代表取締役である伊藤善記(いとう よしのり)に対し、特定商取引法第58条の13の2第1項の規定に基づき、令和7年8月28日から令和8年2月27日までの6か月間、エコライフに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

○ なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた東北経済産業局長が実施したものです。

1 処分対象事業者

(1) 株式会社エコライフ(注)

ア 名 称: 株式会社エコライフ
(法人番号:6013301046754)

イ 本店所在地：東京都豊島区東池袋三丁目22番12号ヴィラロッソカバーロ2階
ウ 代 表 者：代表取締役 伊藤 善記
エ 設 立：令和2年12月25日
オ 資 本 金：1000万円
カ 取 引 類 型：訪問購入
キ 取 扱 商 品：貴金属、アクセサリー、服、食器等
(注)同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

(2) 株式会社w i l l o w(注)

ア 名 称：株式会社w i l l o w
(法人番号:1500001019509)
イ 本店所在地：愛媛県松山市千舟町四丁目5番地4松山千舟454ビル4階
ウ 代 表 者：代表取締役 大平 真(おおひら しん)
エ 設 立：平成27年12月17日
オ 資 本 金：100万円
カ 取 引 類 型：訪問購入
キ 取 扱 商 品：貴金属、アクセサリー、服、食器等
(注)同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

(3) 株式会社A R I M O (注)

ア 名 称：株式会社A R I M O
(法人番号:1500001023659)
イ 本店所在地：愛媛県四国中央市上柏町1225番地1
ウ 代 表 者：代表取締役 星川 修司(ほしかわ しゅうじ)
エ 設 立：令和3年9月1日
オ 資 本 金：100万円
カ 取 引 類 型：訪問購入
キ 取 扱 商 品：貴金属、アクセサリー、服、食器等
(注)同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

2 特定商取引法に違反する行為

- (1)勧誘の要請をしていない者に対する勧誘(特定商取引法第58条の6第1項)
- (2)勧誘を受ける意思があることを確認することを行わずに行う勧誘(特定商取引法第58条の6第2項)
- (3)書面の交付義務に違反する行為(記載不備)(特定商取引法第58条の8第2項)
- (4)物品の引渡し拒絶に関する告知義務に違反する行為(特定商取引法第58条の9)

3 東北経済産業局が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

別紙1:エコライフに対する行政処分の概要

別紙2:w i l l o wに対する行政処分の概要

別紙3: A R I M Oに対する行政処分の概要
別紙4: 伊藤善記に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせンを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン(全国統一番号) 188(局番なし)
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社エコライフに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社エコライフ（以下「エコライフ」という。）は、株式会社w i l l o w（以下「w i l l o w」という。）及び株式会社ARIMO（以下「ARIMO」という。）（これら2社を併せて「本件関連2社」と、エコライフ及び本件関連2社を併せて「本件3社」と総称する。）と連携共同して、消費者宅に電話をかけ、消費者に対し、衣類、食器等の不要品（以下「不要品」という。）の売買契約の締結について勧誘し、さらに、消費者宅においても当該売買契約の締結について勧誘することの承諾を取り付けた上で（以下本件3社が消費者に当該承諾を取り付けた不要品を「本件物品①」、本件物品①の売買契約を「本件売買契約①」という。）、消費者宅を訪問し、同所において、本件売買契約①並びに貴金属、宝石及びこれらに類する物品等（本件物品①に該当するものを除く。以下「本件物品②」という。）の売買契約（以下「本件売買契約②」という。）の一方又は双方の締結について勧誘を行い、当該消費者との間で本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結して本件物品①及び本件物品②の一方又は双方の購入を行っていることから、エコライフが本件関連2社と連携共同して行う本件物品①及び本件物品②の購入は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

エコライフは、令和7年8月28日から令和8年2月27日までの間、訪問購入に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア エコライフが行う訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ エコライフが行う訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ エコライフが行う訪問購入に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

エコライフは、本件関連2社と連携共同して、特定商取引法第58条の6第1項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、同条第2項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、特定商取引法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第58条の9に規定する物品の引渡し拒絶に関する告知義務に違反する行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、エコライフは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをエコライフの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の12第1項及び第58条の13第1項

4 処分の原因となる事実

エコライフは、以下のとおり、本件関連2社と連携共同して、特定商取引法に違反する行為をしており、東北経済産業局は、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘の要請をしていない者に対する勧誘(特定商取引法第58条の6第1項)

エコライフは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘をする承諾のみを取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、訪問購入に係る本件売買契約②の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、本件売買契約②の締結について勧誘をしていた。

(2) 勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘(特定商取引法第58条の6第2項)

エコライフは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して訪問購入をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

(3) 書面の交付義務に違反する行為(記載不備)(特定商取引法第58条の8第2項)

エコライフは、少なくとも令和5年8月から令和6年3月までの間に、本件関連2社と連携共同して、消費者宅において、訪問購入に係る売買契約（本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方をいう。以下同じ。）を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたとき、その売買契約の相手方に交付することが義務付けられている契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には、特定商取引法第58条の8第2項に規定する売買契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日以内（以下「クーリング・オフ期間」という。）を経過するまでは、訪問購入に係る売買契約の相手方は、電磁的記録により訪問購入に係る売買契約の解除を行うことができ、かつ、訪問購入に係る売買契約の解除は、当該相手方が、当該解除に係る電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずることを記載していなかった。

(4) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為(特定商取引法第58条の9)

エコライフは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時、当該相手方に対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

5 事例

【事例1】勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為

令和4年5月中旬、w i l l o wのZは、消費者A宅に電話をかけ、訪問購入をしようとして、消費者Aに対し、「エコライフ」と名乗った上で、「ご近所の皆様順番にご協

力いただいて」、「着なくなったお洋服とか、瀬戸物ですとか、使い古した靴とか、そういった物の買取りをさせていただいてます」、「皆様、１点２点お出しいただけて」、「海外の方に送っているんですけども、非常に数が足りていません」及び「１点だけでもうれしいのです」と告げるなどして、本件売買契約①の締結についての勧誘をしたが、その勧誘に先立って、消費者Ａに対し、勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

この電話において、消費者Ａが承諾したのは、本件売買契約①の締結についての勧誘のみであった。

後日、ＡＲＩＭＯのＹは、消費者Ａ宅に訪問した際、消費者Ａが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、消費者Ａに対し、「金やプラチナの指輪やネックレスはありませんか」及び「もっと何かありませんか」と告げるなどして、本件売買契約②の締結についての勧誘を行い、消費者Ａと本件売買契約②を締結した。

Ｙは、消費者Ａから物品の引渡しを受ける時、消費者Ａに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

【事例２】勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為

令和５年７月下旬頃、w i l l o wのＸは、消費者Ｂ宅に電話をかけ、訪問購入をしようとして、消費者Ｂに対し、「エコライフ」と名乗った上で、「皿とか要らない食器とかありませんか」及び「お宅の方面に伺う予定です」と告げるなどして、本件売買契約①の締結についての勧誘をしたが、その勧誘に先立って、勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

この電話において、消費者Ｂが承諾したのは、本件売買契約①の締結についての勧誘のみであった。

後日、エコライフのＷは、消費者Ｂ宅に訪問した際、消費者Ｂが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、消費者Ｂに対し、「金の価格が高騰しています」、「いないネックレスや指輪はありませんか」及び「もっとありませんか」と告げるなどして、本件売買契約②の締結についての勧誘を行い、消費者Ｂと本件売買契約②を締結した。

Ｗは、消費者Ｂから物品の引渡しを受ける時、消費者Ｂに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

【事例３】勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為

令和５年１１月中旬、エコライフのＶは、消費者Ｃ宅に電話をかけ、訪問購入をしようとして、消費者Ｃに対し、「エコライフ」と名乗った上で、「いない時計やカメラ、その他余っている物を買います」及び「草履でも買います」と告げるなどして、本件売買契約①の締結について勧誘をしたが、その勧誘に先立って、勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

この電話において、消費者Ｃが承諾したのは、本件売買契約①の締結についての勧誘

のみであった。

その後、エコライフのUは、消費者C宅に訪問した際、消費者Cが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、消費者Cに対し、「貴金属や古銭も買い取りますよ」、「見せてください」と告げるなどして、本件売買契約②の締結についての勧誘を行い、消費者Cと本件売買契約②を締結した。

Uは、消費者Cから物品の引渡しを受ける時、消費者Cに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

(別紙2)

株式会社w i l l o wに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社w i l l o w（以下「w i l l o w」という。）は、株式会社エコライフ（以下「エコライフ」という。）及び株式会社ARIMO（以下「ARIMO」という。）（これら2社を併せて「本件関連2社」と、w i l l o w及び本件関連2社を併せて「本件3社」と総称する。）と連携共同して、消費者宅に電話をかけ、消費者に対し、衣類、食器等の不要品（以下「不要品」という。）の売買契約の締結について勧誘し、さらに、消費者宅においても当該売買契約の締結について勧誘することの承諾を取り付けた上で（以下本件3社が消費者に当該承諾を取り付けた不要品を「本件物品①」、本件物品①の売買契約を「本件売買契約①」という。）、消費者宅を訪問し、同所において、本件売買契約①並びに貴金属、宝石及びこれらに類する物品等（本件物品①に該当するものを除く。以下「本件物品②」という。）の売買契約（以下「本件売買契約②」という。）の一方又は双方の締結について勧誘を行い、当該消費者との間で本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結して本件物品①及び本件物品②の一方又は双方の購入を行っていることから、w i l l o wが本件関連2社と連携共同して行う本件物品①及び本件物品②の購入は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

w i l l o wは、令和7年8月28日から令和8年2月27日までの間、訪問購入に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア w i l l o wが行う訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ w i l l o wが行う訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ w i l l o wが行う訪問購入に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

w i l l o wは、本件関連2社と連携共同して、特定商取引法第58条の6第1項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、同条第2項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、特定商取引法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第58条の9に規定する物品の引渡し拒絶に関する告知義務に違反する行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、w i l l o wは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをw i l l o wの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の12第1項及び第58条の13第1項

4 処分の原因となる事実

w i l l o wは、以下のとおり、本件関連2社と連携共同して、特定商取引法に違反する行為をしており、東北経済産業局は、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘の要請をしていない者に対する勧誘(特定商取引法第58条の6第1項)

w i l l o wは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘をする承諾のみを取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、訪問購入に係る本件売買契約②の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、本件売買契約②の締結について勧誘をしていた。

(2) 勧誘を受ける意思があることを確認することを行ないで行う勧誘(特定商取引法第58条の6第2項)

w i l l o wは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して訪問購入をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

(3) 書面の交付義務に違反する行為(記載不備)(特定商取引法第58条の8第2項)

w i l l o wは、少なくとも令和5年8月から令和6年3月までの間に、本件関連2社と連携共同して、消費者宅において、訪問購入に係る売買契約(本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方をいう。以下同じ。)を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたとき、その売買契約の相手方に交付することが義務付けられている契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には、特定商取引法第58条の8第2項に規定する売買契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日以内(以下「クーリング・オフ期間」という。)を経過するまでは、訪問購入に係る売買契約の相手方は、電磁的記録により訪問購入に係る売買契約の解除を行うことができ、かつ、訪問購入に係る売買契約の解除は、当該相手方が、当該解除に係る電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずることを記載していなかった。

(4) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為(特定商取引法第58条の9)

w i l l o wは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時、当該相手方に対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

5 事例

別紙1の5記載のとおり

株式会社ARIMOに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社ARIMO（以下「ARIMO」という。）は、株式会社エコライフ（以下「エコライフ」という。）及び株式会社willow（以下「willow」という。）（これら2社を併せて「本件関連2社」と、ARIMO及び本件関連2社を併せて「本件3社」と総称する。）と連携共同して、消費者宅に電話をかけ、消費者に対し、衣類、食器等の不要品（以下「不要品」という。）の売買契約の締結について勧誘し、さらに、消費者宅においても当該売買契約の締結について勧誘することの承諾を取り付けた上で（以下本件3社が消費者に当該承諾を取り付けた不要品を「本件物品①」、本件物品①の売買契約を「本件売買契約①」という。）、消費者宅を訪問し、同所において、本件売買契約①並びに貴金属、宝石及びこれらに類する物品等（本件物品①に該当するものを除く。以下「本件物品②」という。）の売買契約（以下「本件売買契約②」という。）の一方又は双方の締結について勧誘を行い、当該消費者との間で本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結して本件物品①及び本件物品②の一方又は双方の購入を行っていることから、ARIMOが本件関連2社と連携共同して行う本件物品①及び本件物品②の購入は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

ARIMOは、令和7年8月28日から令和8年2月27日までの間、訪問購入に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア ARIMOが行う訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ ARIMOが行う訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ ARIMOが行う訪問購入に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

ARIMOは、本件関連2社と連携共同して、特定商取引法第58条の6第1項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、同条第2項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、特定商取引法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第58条の9に規定する物品の引渡し拒絶に関する告知義務に違反する行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、ARIMOは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをARIMOの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の12第1項及び第58条の13第1項

4 処分の原因となる事実

A R I M Oは、以下のとおり、本件関連2社と連携共同して、特定商取引法に違反する行為をしており、東北経済産業局は、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘の要請をしていない者に対する勧誘(特定商取引法第58条の6第1項)

A R I M Oは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘をする承諾のみを取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、訪問購入に係る本件売買契約②の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、本件売買契約②の締結について勧誘をしていた。

(2) 勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘(特定商取引法第58条の6第2項)

A R I M Oは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して訪問購入をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

(3) 書面の交付義務に違反する行為(記載不備)(特定商取引法第58条の8第2項)

A R I M Oは、少なくとも令和5年8月から令和6年3月までの間に、本件関連2社と連携共同して、消費者宅において、訪問購入に係る売買契約（本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方をいう。以下同じ。）を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたとき、その売買契約の相手方に交付することが義務付けられている契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には、特定商取引法第58条の8第2項に規定する売買契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日以内（以下「クーリング・オフ期間」という。）を経過するまでは、訪問購入に係る売買契約の相手方は、電磁的記録により訪問購入に係る売買契約の解除を行うことができ、かつ、訪問購入に係る売買契約の解除は、当該相手方が、当該解除に係る電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずることを記載していなかった。

(4) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為(特定商取引法第58条の9)

A R I M Oは、少なくとも令和4年5月から令和5年11月までの間に、本件関連2社と連携共同して、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時、当該相手方に対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

5 事例

別紙1の5記載のとおり

伊藤 善記に対する行政処分の概要

1 名宛人

伊藤 善記(いとう よしのり)(以下「伊藤」という。)

2 処分の内容

伊藤は、令和7年8月28日から令和8年2月27日までの間、以下の(1)から(3)までの事項の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第58条の4に規定する訪問購入(以下「訪問購入」という。)に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問購入に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の13の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社エコライフ(以下「エコライフ」という。)に対し、特定商取引法第58条の13第1項に基づき、エコライフが行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 伊藤は、エコライフの代表取締役であり、かつ、エコライフが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。